

令和8年度版 尾花沢市補助事業一覧

市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。
事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。

※ 市税等の納付状況により該当しない場合があります。



障がい者（医療・介護）支援

令和8年度からの新規事業

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	就学前のお子さんに療育を受けさせたいとき	児童発達支援	日常生活の基本的動作や知識技能の取得並びに集団生活に適応するための訓練を行います。	療育の必要があると認められた、就学前の障がい児の方	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】

継続事業

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
2	20歳未満の障がいのあるお子さんを養育しているとき	特別児童扶養手当	【支給額】 障害1級:月額58,450円 障害2級:月額38,930円	◆精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方(所得制限あり)	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】
3	20歳未満の重度障がいのあるお子さんの介護を要するとき	障害児福祉手当	【支給額】 月額16,560円	◆重度障がいのため常時特別の介護を要する在宅の20歳未満の方(所得制限あり)	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】
4	20歳以上の重度障がいのある方の介護を要するとき	特別障害者手当	【支給額】 月額30,450円	◆重度障がいのため常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方(所得制限あり)	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】
5	重度心身障がい(児)者が医療機関等を受診したとき	重度心身障がい(児)者医療費助成事業	重度心身障がい(児)者が医療機関等を受診した際の自己負担額の助成 ※ 保険外診療分や入院時の食事療養費は助成対象外 ※ 本人またはその扶養者が所得税課税の場合は、一部負担金有(医療費の1割は自己負担)の医療証を交付	◆市民税所得割の額が23万5千円未満で、身体障害者手帳1・2級、養育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級等の一定の要件を満たす方	健康増進課 国保医療係 【内線624】
6	除雪の支援が必要なとき	除雪サービス事業	自力での除雪が困難で、近親者から援助がもらえない方に対し除雪に係る費用の一部を助成	◆65歳以上のみで構成される世帯 ◆上記に加え、重度心身障害者を世帯員に含む世帯 ◆重度心身障害者のみの世帯 ◆その他要件あり	福祉課 高齢者福祉係 【内線161・162・163】
7	心身障害者の方で移動に係る支援が必要なとき	障害者社会参加移動促進事業	心身障がい者の移動に係るタクシー利用や自家用車(自動車税の減免を受けているもの)の給油代について一部を助成 ① タクシー券又は電子タクシー券 48枚/年(500円/枚助成) ② 給油券 12枚/年(500円/枚助成)	◆身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神保健福祉手帳1～3級	福祉課 生活福祉係 【内線172】
8	リフト付タクシーを利用したいとき	リフト付タクシー券	リフト付タクシー利用1回につき利用料金70%を助成する利用券を交付。助成枚数は24枚/年 ※障害者社会参加移動促進事業①②の助成と併用できません。	◆下肢、体幹及び移動機能障害のいずれかの障害により身体障害者手帳1・2級所持者	福祉課 生活福祉係 【内線172】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
9	障がいを軽減するための医療を受けるとき	自立支援医療 【更生医療、育成医療】	障害が軽減することが見込まれる方、または機能の維持をはかり日常生活を容易にすることを目的に行う医療に対する自己負担額の軽減	◆身体障害者手帳の交付を受けている方(更生医療にかぎる)	福祉課 生活福祉係 【内線172】
10	補装具の給付や修理を受けたいとき	補装具の給付・修理	視覚障がい者安全杖・補聴器・義手・義足・車イス等用具の給付及び修理	◆身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病の方	福祉課 生活福祉係 【内線172】
11	18歳未満の児童の補聴器を購入するとき	尾花沢市軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	補聴器購入に係る費用(基準額あり)の2/3を助成。	◆18歳未満の児童で、聴力レベル等一定の要件を満たす方	福祉課 生活福祉係 【内線172】
12	人工透析療法を受けるとき	人工透析患者通院交通費助成事業	通院に要する経費を助成。 (限度額5千円/月、通院距離で往復30km以上)	◆人工透析療法を受けるため、公共交通機関や自家用自動車及び福祉有償運送等を利用している方 ※市民税非課税又は均等割のみの方に限る。	福祉課 生活福祉係 【内線172】
13	在宅で酸素療法をするとき	在宅酸素療法者支援事業	医師の処方により在宅で酸素療法を行う呼吸機能障害者に対して、月額1,600円を助成。	◆呼吸機能障害の身体障害者手帳所持者(1、2級を除く)	福祉課 生活福祉係 【内線172】
14	身体障害者の方で車を改造したいとき	身体障害者自動車改造費助成事業	改造に要する助成対象経費として認められた額。(上限10万円)	◆身体障害者手帳所持者で自ら運転する方	福祉課 生活福祉係 【内線172】
15	手話通訳者等が必要なとき	意思疎通支援事業	医療機関の受診・検査、官公庁・学校等の公的機関における手続き・相談、社会生活上必要不可欠な手続きの場合、手話通訳者の派遣を行います。(利用者負担は無料)	◆聴覚・音声・言語機能障害で身体障害者手帳所持者	福祉課 生活福祉係 【内線172】
16	短期間の施設入所サービスを受けたいとき	ショートステイサービス	家族が留守にする時など、障害者(児)を短期間施設に預けることができます。 ※ 利用に係る自己負担額は本人及び扶養義務者の市民税額に応じ決まります。	◆障害者、身体障害者、知的障害者及び難病の方	福祉課 生活福祉係 【内線172】
17	日常生活で訪問サービスを受けたいとき	ホームヘルプサービス	在宅介護や家事の日常生活訪問サービスが受けられます。 ※ 利用に係る自己負担額は本人及び扶養義務者の市民税額に応じ決まります。	◆障害者、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病の方	福祉課 生活福祉係 【内線172】
18	訪問入浴サービスを受けたいとき	訪問入浴サービス	移動入浴車にて居宅で入浴サービスが受けられます。(一部利用者負担あり)	◆重度身体障害者(1級程度)及び難病の方	福祉課 生活福祉係 【内線172】
19	学校通学中的なお子さんの自立を促したいとき	放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中に、障がい児の自立を促進するとともに放課後の居場所を提供します。	◆学校通学中の障がい児の方	福祉課 こども家庭支援係 【内線176・177・178】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
20	精神障害の通院医療を受けたいとき	自立支援医療【精神通院医療】	精神障害の医療を通院して受ける場合、医療費を助成。	◆診断書に基づき対象者として認められた方	福祉課 生活福祉係 【内線172】
21	介護用に自家用車を改造、または購入したいとき	介護用自動車改造費助成事業	重度心身障害者の介護に伴い、身体障害者本人又は生計を同一にする方が所有する自動車を改造する場合、もしくは車椅子の使用に配慮した自動車を購入する場合に助成。自動車の改造又は購入に要する経費の2分の1以内の額を助成。(上限20万円)	◆下肢・移動機能障害1・2級・体幹機能障害1～3級までの身体障害者手帳所持者の方、又は車椅子等を使用しなければ外出が困難と認められる身体障害者のいる世帯	福祉課 生活福祉係 【内線172】
22	運転免許を取得したいとき	自動車操作訓練事業	免許の取得に要した費用の2/3以内で10万円を限度に助成。	◆身体障害者手帳所持者(1～4級)、療育手帳所持者	福祉課 生活福祉係 【内線172】
23	日常生活に必要な介護用具が必要なとき	日常生活用具給付事業	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、移動用リフト、ストマ用品等を給付。自己負担は基準額の1割。(所得に応じた負担額の軽減があります)	◆身体障害者手帳所持者及び難病の方で、かつ在宅の方	福祉課 生活福祉係 【内線172】
24	住宅を改修したいとき	住宅改修費給付事業	手すりや段差の解消など、住宅改修工事費について助成。 ※ 自己負担は当該給付に要する費用の1割。 (所得に応じて月額上限あり。20万円を限度)	◆市内に居住し、下肢・体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する身体障害者であって障害程度等級3級以上の方	福祉課 生活福祉係 【内線172】
25	在宅介護用品が必要なとき	介護用品支給事業	常時おむつを要する重度身体障がい者(児)で市民税非課税の方。	◆下肢・移動・体幹等の身体障害者手帳(1級又は2級)所持者。 ◆精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者。 ◆療育手帳Aに該当している者のうち、排泄に際して介助を必要とする者。	福祉課 生活福祉係 【内線172】
26	補聴器等が必要な時	きこえはつきり事業	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴者に対し、補聴器購入費の1/4を助成する。(上限20,000円)	◆18歳以上で医師の診断書により、補聴器の使用が必要と認められた者。	福祉課 生活福祉係 【内線172】